

『陰符抄』考——『太平記秘伝理尽鈔』の口伝聞書——

今井正之助 (国語教育講座)

はじめに

『陰符抄』は「理尽鈔」の口伝聞書集である。藤田精一「楠氏研究」(一九四二年増訂七版による)五一―九頁に、「本多男爵家蔵 陽翁の遺書に『陰符抄』二十卷」として内容の一部が紹介されており、土橋真吉「楠公精神の研究」(大日本皇道奉賛会 一九四三年)にも、「(陽翁には)『太平記評判』の外に、『陰符抄』二十卷、『翁三問答』一巻の著書がある。」(四七―四頁)、「純粹に楠公記事のみを蒐集記録した、所謂楠流兵書として、江戸時代に続出した群書の嚆矢は、実にこの『陰符抄』と評してよい。」(四八―六頁)と言及されている。

本多男爵家蔵の『陰符抄』の所在は現在不明であるが、金沢大学附属図書館蔵「楠家兵書六種 写本二六冊」(14門20類8号)の内にも本書が存在する。金沢大には後述のように、十全な形とはいえない面があるが、『理尽鈔』伝授の実態および口伝聞書の内容を知る上で貴重な資料である。ただし、陽翁の著作といえるのかどうかを含め、検討すべき課題は多い。

六種は第四高等学校旧蔵書であり、その蔵印が捺されている。楮紙袋綴で、いずれの表紙にも「楠家兵書ノ内」(朱書)・「六種之内」(墨書)と記されているが、表紙の様態、「翁」印・奥書の有無により、次の四群に分かたれる。

- (1) 「孫子陣宝鈔」四冊
内題「孫子陣宝鈔聞書」。茶表紙25.4×18.7^{cm}。元禄七年奥書。楕円形「翁」印(2.9×2.3)。明暦二年写、尊経閣文庫雲州本に捺されている印と同じもの。
- (2) 「陰符抄」十八冊、「極秘伝鈔聞書」一冊、「恩地聞書」一冊
白表紙で左上隅が料紙諸共斜めに裁たれている。「陰」23.2×17.6、「極」23.5×17.3、「恩」23.4×17.6。丸形「翁」印(2.8×2.6)。文政から天保年間にかけての書写・伝授奥書有り。
- (3) 「翁問三答」一冊(理尽鈔伝授に関する、法印陽翁と名和正三との問答書)
藍色表紙23.8×17.5。丸形「翁」印有り。奥書無し。

- (4) 「楠判官兵庫記」一冊(通常の「兵庫記」にて、秘伝書の類には非ず。別稿「楠判官兵庫記」と「無極鈔」一九九八・三。科研費報告書)
縹色表紙23.8×17.6。印・奥書無し。

一、金沢大本『陰符抄』の構成

『陰符抄』の外題(金地巾繋ぎ題簽に墨書)は以下のとおり。

- 「陰符抄初篇自一／至三」「陰符抄初篇自四／至六」「陰符抄初篇七之八」「陰符抄初篇九之十止」
 「陰符抄再三編^上一之二」「陰符抄再三編三之四」「陰符抄再三編五之六」「陰符抄再三編七之八」「陰符抄再三編九之十」
 「陰符抄再三編十一之十二」「陰符抄再三編十三之十四／再篇トモ(トモは一字の異体仮名)」「陰符抄再三編十五之十六／十五再篇トモ」「陰符抄再三編自十七／至二十」「陰符抄再三編廿一／至廿五」「陰符抄秘伝廿六／再三編」「陰符抄自廿七／至三十／再三編」「陰符抄再三編自卅一／至卅五」「陰符抄自卅六／至四十止／再三編」

内題は次のようである。

- 「理尽抄第一聞書」「理尽抄二ノ卷聞書」「理尽抄三(ノ十)之卷聞書」
 「理尽抄一(ノ十)之卷口伝聞書再三」
 「理尽抄十一(ノ四十)之卷口伝聞書」
 なお、上記「極秘伝鈔聞書」の外題は「極秘伝鈔聞書 全」、内題は「二十五之卷ノ内秘伝ノ抄也／聞書」。「陰符抄」再三編廿五に次のようにある。
 一川尻ヲ指塞テ京都ヲ腦サン一川尻ヲ塞グ謀最善ト也。兵粮攻ノ謀也。
 ○此次ニ円成ガ光物ノ抄也。聞書別記ニ有之。
 一宝劔執奏ノコト一宝劔ノ名、十握ノ劔、天ノ叢雲ノ劔、草薙ノ劔、皆表事有。

「川尻…」は「理尽鈔」版本卷廿五39オの詞章、「宝劔…」は同60ウの詞章であり、

『太平記』の章段名でいえば「自伊勢進宝劔事付黄梁夢事」の部分がこの間に位置する。その部分の書き出しが「円成が光物如書」である。『極秘伝鈔聞書』は「円成が光物如抄」と始め、「神道ノ奥義凡愚知所ニ非ズ。猶可有口伝」(『理尽鈔』版本40ウ)から「慈眼視衆生ト」(同60ウ)に及ぶ項目を立てる。したがって、『極秘伝鈔聞書』は「陰符抄」にいう「聞書別記」に相当する。同様に六種の内の『恩地聞書』も、『理尽鈔』付載の『恩地左近太郎聞書』の口伝聞書であり、上記(2)の三書は『理尽鈔』の聞書口伝として一体のものである。後掲の年譜を見ても分かるように、『陰符抄』巻十一から廿五と『極秘伝鈔聞書』とは、同じ天保二年五月に伝授がなされている。

さて、『陰符抄』の外題・内題に「初篇」「再篇」「再三篇(編)」とあり、注意される。

『太平記理尽抄由来書』(宝永四年九月 有沢永貞筆。尊経閣文庫蔵。長谷川端「永青文庫蔵『太平記抄拔書』解題」中京大学文学部紀要21の211 一九八七・三翻刻)に、

三段ノ伝受(割注)太平記一ヨリ十卷迄三編購読シ、十一ヨリ廿五迄二編、廿六ヨリ四十マデ一編

という言葉があり、横井養元「覚」(日本庶民文化史料集成八「寄席・見世物」収載)に

一評判之内、初中終ニ増減シテ講談ノ法有レ之。猶又三十五之卷之内、加損多御座候。是又伝授之一端ニテ候。

という一節がある。加美宏『太平記享受史論考』(論文初出一九八二・七)はこれが『理尽鈔』の巻十及び廿五巻末記事と一致することに注意を促している。

〈巻十〉此書ノ事後代ニ有レ人、欲ニ是ヲ伝授セント、自初卷至二当卷ニ三度講読ノ後、次ノ卷ヲ可ニ伝授ス。(中略)末代ノ授学者、此旨承知セヨト云云。

口伝重重有之。

〈巻廿五〉此卷マデ二返講読ヲ不聞者ニハ、次卷ヲ不可レ伝。十之巻以前ノ三度ノ法ノ如シ。講読セン者、此旨ヲ承知セヨト云々。

『陰符抄』の「初篇」「再篇」「再三篇」も、「三段ノ伝授」にかかわるものであり、これを具体的に裏付ける貴重な資料といえよう。

1. 巻十三・十四・十五の現状

『陰符抄』第十一冊(巻十三・十四)の見返しに、紺書きで次の書き込みがある。

○再編之標目也。初・再有異文。——ノ点ヲ加ルハ

再篇ノ本書ニナキ標目也。又以紺書入ルモノハ初篇ノ本書ニナク、再篇ニ有標目也。

但十三・十四・十五之再篇ハ、初篇ノ聞書ニ出ル所ト大略同故ニ、今略シテ別本トセズ。

先生家ノ蔵本ハ最爲三一部。是紺ヲ以、標目トスルハ右三本ヲ限トス。余本以紺モノ有ドモ再篇ノ目ニハアラズ。

この書き込みは陰符抄再編十三之十四/再篇トモ」「陰符抄再編十五之十六/十五再篇トモ」という外題と対応する。ただし、微妙な、しかし重要な相違がある。外題は再篇・再三篇と呼んでいるが、書込は初篇・再篇という言い方をしている。この点は、同じ再三篇(編)という外題をもつ巻一から十までと巻十一以降とは、内題が異なることにも関わる。巻十までは「理尽抄十之巻口伝聞書再三」、巻十一以降は「理尽抄十一之巻口伝聞書」とある。「三段ノ伝授」により、巻十までは初篇、再篇、再三篇がたしかに存在するが、巻十一から廿五までは「二返講読」であり、形式的には以下のようになるはずである。

巻一から十 …… 初篇、再篇、再三篇
巻十一から廿五 …… 初篇、再篇

書込が巻十三・十四・十五につき初篇・再篇と呼ぶのも、これに従った呼称である。一方、外題が全体を、初篇巻一から十と、再三篇巻一から四十までとに分かつ背景には、以下のような発想があるものと思われる。

巻一から十 …… 初篇、再篇、再三篇
巻十一から廿五 …… 再篇、再三篇 (初篇修了。再篇、再三篇のレベル)

巻廿六から四十 …… 再三篇 (再篇までは修了。再三篇のレベル)

もう一点、外題は巻十三・十四・十五の三巻のみ再三篇に再篇を付記している(再篇トモ)、というが、見返し書込の指し示すところはどうか。次は『理尽鈔』

版本巻十五49ウに対応する『陰符抄』の記事である。

○一少シ南ニ回レバ岸ナシコ、ヨリ廻レバ利ノアル故ニ正成ヲクレバセニ来テ戦也。前ニモ爰デ待テト云六ツ勝ハ是也。此勝ヲ義貞不用シテ無利ニ節所ヲ破ントシタル也。正成ハ我国故ニヨク知テ居ル也。

少シ南ニ回レバ岸ナシニシテ六ツノ勝ミ方ニアルト云ハ是也。

此故ニ正成、道ニテ死骸・手負人ヲ戸板ヤムシロニノセテ京ノ方ヘカイテ行ヲ見テ、此口ヨリハ戦ニクシト分別シテ南ノ浜ヨリ回テ破

リシ也。楠領分ノ国ナレバ案内ヲヨクシレリ。(傍線原文)

○印および字下げ部分の傍線が紺筆で記されており、○印以下は「再篇」の標目、字下げ部分は「再篇ノ本書ニナキ標目」すなわち、初篇の標目と解される。同様の箇所は他にもあり、再篇(外題「再三篇」)を基本としながら、初篇(外題「再篇」)の詞章をも補記したものとされる。しかし、次のような箇所(「理尽鈔」51オ)もある。

一楠判官殿ハ凡人ニ非ズ一此故ニ顕家・義貞ハ終日ニ敵ノ負ベキコトヲ不知也。正成ハ今来テ、敵ノ本陣ヲ破シ也。直義ガ陣サヘ破レシカバ、ヨノ陣ヲ皆心ニ勝ヲ知故也。

○楠判官殿ハ凡人ニ非ズ一後漢ノ光武ノ将来歎ト云者略陽ト云所ヲ責ルニ、山ヲキリ道ヲ開テ、回中ト云所ヨリ直道ヲ付テ略陽ヲ破リシ。敵將隗囂ト云ル良將、是ヲ聞テ大ニ驚テ来歎ヲ「神也」ト云シニ同ジ。来歎ガ術ハ大勢ニ節所ナシノ謀也。光武、略陽ヲ破タル由ヲ聞テ大ニ喜ブ。略陽ハ隗囂ガ心腹ノ所也。其心腹破レテ支体全キ者ハナシト云リ。如此可討所ヲ知テ討ヲ良將ト云リ。

○印は紺色で描かれており、ここでは初篇「再篇」の項目を先に記した後、再篇「再三篇」の項目を字下げの形で記している。後者の事例は少ないが、書写の実態は、再篇「再三篇」に初篇「再篇」の記事を補記した、と単純化はできないことを物語る。また、次のような事例をどのように理解したらよいか。

○一七重迄謀ヲ申セシ一七ノ謀ハ孫子ガ七計、大夫種ガ七術、其名ヲ取テ以テ是日本相応ノ術ニ用ル也。○楠ガ工夫ノ新智也。是ヲ以テ和朝ノ軍法、異朝ニ超過シタル也。七謀ヲ不レ習不レ知ヲ秘ナリ。(傍線は原文のまま。紺筆。見出し頭の○印も紺筆。最初の○印右傍に「○伝、初ノ口伝ノ通」と紺書。後の○印右傍に「○是」と紺書。『理尽鈔』卷十三66ウ)

「○伝、初ノ口伝ノ通」は紺書であるから、「初篇ノ本書ニナク、再篇ニ有標目」となるが、「初ノ口伝ノ通」と「ナク」との関係が理解困難。しかも、○印が「再篇之標目」であるならば、紺書き章句は、他の部分と同様最初から記されている。逆に初篇の標目を基礎として、再篇との異同を紺筆で書き込んだ、とみなせば、傍線部は再篇には無い詞章、紺加筆は初篇に無く再篇に有る章句と理解できるが、この場合は冒頭の○印が再篇の標目であるという説明と齟齬をきたす。先に挙げたような、○印を付した項目と傍線が施された項目とが別々に存在すれば問題は無いが、ここに見たような、○を冠に頂く一項目の中に、紺傍線と紺加筆とが併存する箇所は少なくない。

また、「理尽鈔」版本卷十三26オに対応する項目、「一正成周章気色モナク……」と「正成サハギタル気色モナク……」(三字下げ部分)とのように、○印も、紺筆記事・傍線もなく、いずれが初篇か再篇か不明な場合もある。

「十三・十四・十五之再篇ハ、初篇ノ聞書ニ出ル所ト大略同故ニ、今略シテ別本トセズ。」という表記からは、初篇を基本におき、再篇を補記したと解されるが、実態は必ずしもそうとはばかりはいえない。このことに関連して、「理尽抄十三之巻口伝聞書」という内題も初篇のものか、再篇のものか確定しがたい。これが初篇の内題である場合、再篇はたとえ「理尽抄十三之巻口伝聞書再篇」などとあったのだろうか。金沢大本の親本である大橋家本もしくは本多家本(大橋家の主君である本多家にも別の伝本が蔵されていたものと判断する)の登場が待たれる。

なお、「再三篇」卷十五の「又近比秀吉ハ関白秀次*ノ召遣レシ女中三十人ヲ切タルハ不便ナルコト也。」という一節、*印箇所右行間に「イニヲ高野ニテ切腹ヲ被仰付シニ秀次」との朱書がある。「イニ」とあるようにこれは異本注記である。「再三篇」卷廿三(「天竜寺興行ノコト」の行間。十二行に及ぶ長文)、同廿五にも同様の書き込みがあり、注意される。この「異本」もまたどこかに伝存しているかもしれない。

2・卷十三・十四・十五以外の巻の現状

いま問題にしている卷十三見返し書込には「十三・十四・十五之再篇ハ、初篇ノ聞書ニ出ル所ト大略同故ニ、今略シテ別本トセズ。先生家ノ藏本ハ最爲三二部。」とあった。これによれば、卷十以降の初篇・再篇をとりまとめたのは右三巻のみであり、他の巻は別々に書写したことになる。この点を、(1)巻一から十、(2)巻十一から廿五の場合に分けて検討する。なお、外題による呼称は「初篇」(再三篇)と表示する。

(1) 巻一から十

「陰符抄」巻一から十の「初篇」には、「再三ノ講談ニ解」「再伝ニアリ」という類の朱筆注記が散見する。

一直義此抄十巻ヨリ以後可焼失一玄惠不可断ト云イシハ、後代直義ノ焼失ノ禍ヲ可頭ト云コトゾ。唐玄宗皇帝・楊貴妃ノコトニ付、左大史ガコトヲ引。
*此段三十五ノ巻ニアリ。

*右傍に「再三ノ講談ニ解」と朱書。見出しは「理尽鈔」版本5オの詞章。「此段三十五ノ巻ニアリ」とは玄宗の記事が『太平記』卷卅五に詳述されていることをさす。「再三篇」巻一に「一又焼失ノ咎ヲ記セン一唐ニ左大史トテ

帝王ノ行跡ヲ記ス官アリ。：」との注解がある。

一往昔ノ良將トハ周ノ武王ヲ当テ可再伝ニテアリ

〔再三篇〕卷一に「一往昔ニ良將ノ一周ノ武王戰場ニ向玉フ時：」という記事がある。

〔初篇〕の朱筆注記により、前者は「再三篇」、後者は「再伝（再篇）」と分かれるが、形式的には両者を判別することはできない。『理尽鈔』卷一15オの詞章に對する〔再三篇〕の注解に次のような箇所がある。

一親ハ必ズ子ノ善惡ヲ不知―此心ハ子ヲ愛シテ不便ノ心甚キ故ニ、他人ノ見ル様ニハ不見付、迷フ也。頼朝外ニハ愚ナルコトハナケレドモ子ニハ愚ナル乎。

○右同断 論語ニ子ヲ見ルコト不如父ト云ハ聖人已上ノコトナリ。既ニ堯ノ子丹朱モ不肖タル故ニ舜ニ讓ル。：（○の○は朱筆）

いづれかが再篇、他方が再三篇の項目と思われるが、朱筆○についての説明は見あたらない。

次は『理尽鈔』卷八36オの詞章に應じる〔初篇〕の記事。

一里ヲヘダテ、一里ト云ル也。漢ノ高祖、秦ヲ討玉ヒシ時、咸陽宮ニ陣ヲ取玉フベキト也。韓信ガ曰、「始皇カヤウノ所ニ住玉ヒシ故、如此成玉フ」ト云テ霸王ト云所ニ陣ヲ取シト也。此法ヲ引也。再篇ニ述。

〔再三篇〕にこれに関連する記事がある。

一法ヲ堅ク定テ一初遍ノ通

一里ヲヘダテ陣セヨト也 初遍ノ通

法ヲ堅ク定テ 瀬川ヲ立時ニ：

富タル里ニハ一里引退キテ戦ハセト也。此一里ト遠近ノ心、口伝一里ガ凶ゾ。コノ一里ト云心ハ、漢ノ高祖、秦ヲ討、咸陽宮ニ至リ玉

ヘドモ、張良イサメテ霸王ト云所ヘ、一里ヲ隔テ陣ヲ取り玉ヒシ。項羽ヲ咸陽宮ヘツカハシタリ。項羽ガ心ニ「ケ様ノ結構ナ所ヘ我ヲ入レ修ラシメンカ」ト怒テ咸陽宮ヲ焼タリ。是張良ガ計ヒナリ。咸

陽宮ヲ項羽ヤキシハ尤也。張良ガ焼タラバ「心ナシ」ト可言ニヨツテ、カク計ヒシ。張良ガ術皆如此也。可了知ナリ。

〔初篇〕の「再篇ニ述」との朱書込に對應するのは字下げの部分の記述である。

「一里ヲヘダテ陣セヨト也 初遍ノ通」は、したがって再三篇の項目となる。ただし、他の箇所についてもこの基準を適用できるかどうかはわからない。

『理尽鈔』卷四17オに對應する〔初篇〕の記事に次の事例がある。左記の字下

げ部分全体が朱書されている。

一十死一生、夜討、朝ガケ皆不意ヲ討謀也。三品ニ書シハ十死ハ大事也。大

夢尊君（注…本多政重）ハ実生十志ト常ニ八十生一死ト仰ラレシ。諸兵ノ心ヲ一ツニスレバ勝ナリ。

十死一生ハ、服中入テ破テ出ル如クナル者ゾ。十死ハ無利ゾ。一生ハ凶ニアリ。無利トハ謀ヲ仕尽シタル上ハナニモナキゾ。其上ハ無利ニスルゾ。無利トハ云ヘドモ一生ハ凶ノ内ニアルゾ。重々口伝在。

〔此朱書二編目ノ口伝ゾ。〕

〔再三篇〕卷四には次のようにある。

一十死一生カ不然ハ夜打朝ガケナルベシ―十死一生ハ敵ノ不意ヲ撃コトト皆人思ヘリ。然レバ夜ウチ朝ガケト云ベカラズ。十死一生ノ合戦ハ敵ノ腹中

ヘ入テ内カラ腹ヲ破テ外ヘ出ルヤウナル謀也。先ヅ大概ハ敵將ト打果ス心得也。依之味方ノ兵ノ心ノニゲ道ヲ切留テ、或ハ敵ノ隠ルベキ所ナキト思

フ所ニ隠レ、或ハ不反ノ反ノ謀ヲ以テ、不勝死ナン、勝タラバ生ン。是十死一生ノ心得也。十死ハ勢ヒヲツヨメン為也。一生ハ將ノ謀ニアリ。謀少モ違ヘバ十死也。大事ノ合戦也。

サ又再三極伝 右伝ノ通十死一生ハ腹中ニ入テ内ヨリ破テ出ル如クナル者ゾ。十死ハ無利ゾ。一生ハ凶ニアリ。無利ニスルゾカシ。無利ト云トモ一生ハ凶ノ内ニアルゾ。重々口伝、可秘々々。極秘伝也。（サの〃は朱筆）

みるように〔初篇〕の朱書は「二編目ノ口伝」というが、〔再三篇〕の中の「再三極伝」の記述にはほとんど一致する。

以上、〔再三篇〕卷一から十には、再篇・再三篇の両方が含まれていると判断される。ただし、〔再三篇〕の中から再篇と再三篇とを正確に区分けすることはできない。

(2) 卷十一から廿五

〔再三篇〕卷廿三に次の箇所がある。

一然ニ今ノ代ハ武家専天下ノ成敗ヲ司ドレバ―古神武帝、武ヲ以日本ヲ治玉ヒテヨリ已来、君ハ王道ノ直ナル道ヲ以、万民ヲ救ヒ：

然ニ今ノ代ハ―相国ト国師ト大師トノ異也。物ヲ争時ハ、文ニ武ハ勝者也。和ヲ以スル時ハ武ニ文ハ勝也。然ニ神武ヨリ已来日本ハ武ヲ用

ル也。：

一南方ニ楠在バ也ト云モ有ナン―南方ニ楠有バ敵ノ志ヲ奪謀ト云ベケレドモ、当時ノ如敵カト思ヘバ味方也。味方カト思ヘバ敵也。如此敵味方ナキ

故ニ数年楠退治スル事不成シテ年月ヲ送り玉フト也。

南方ニ楠一然ドモ口伝有—武道ヲ立、敵ヲ欺時ハ天下治ル。武道ニハツレテ敵ヲ欺時ハ一往利有ト云トモ天下不治。(中略)是等ヲ誅シ、敵味方ヲ分タランニハ天下可治ル也。

字下げ部分も一つ書きに同じ見出しであるから、初篇・再篇を併記しているものと思われる。こうした箇所はごく少なく、卷十三・十四・十五とは様相を大きく異にするのであるが、しかし、併記の事例が見られることを重視したい。金沢大本には本来、卷十一から廿五の再篇が別に存在し、それが何らかの事情により失われた、という想定も可能であるが、その想定は採らない。金沢大本『陰符抄』は初篇・再篇の全てを表示しているとはいえないかもしれないが、書写時の姿を留めているものと考えられる。

二、金沢大本『陰符抄』伝授の実態

金沢大本『陰符抄』の奥書と関連事項を年譜として表示する。*は大橋貞篤提出「先祖由緒帳」(加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」特15.31.25のうち)に拠る。

文化四年(一八〇七)

*十二月、新丞貞幹、八世安房守(政礼)に出仕。

文政六年(一八二三)

「文政癸未九月 福田縫右衛門藤原直淵/持「月光臨書」〔『陰符抄』第一冊(初篇一之三)奥書」

「文政癸未十月 福田縫右衛門藤原直淵/於「寒燈下」幕臨」〔『陰符抄』第二冊(初篇四之六)奥書」

「文政癸未十一月 福田縫右衛門藤原直淵/於「寒燈前」嚮榻」〔『陰符抄』第三冊(初篇七之八)奥書」

「右初篇從一至十/以「自本」令「伝授」。猶/重々口訣追而可/相伝「者也」/文政六年十二月貞幹「成美」館印」/「子固」氏/福田縫右衛門殿」〔『陰符抄』第四冊(初篇九之十止) 伝授奥書」

「文政癸未十二月 福田縫右衛門藤原直淵/積「雪臨書」〔『陰符抄』第四冊書写奥書」

文政七年(一八二四)

「文政甲申二月 福田縫右衛門藤原直淵/於「松隠齋」模臨」〔『陰符抄』第五冊(再三篇一之二)奥書」

「文政甲申五月 福田縫右衛門藤原直淵/聚「螢嚮榻」〔『陰符抄』第六冊(再三篇三之四)奥書」

「文政甲申六月 福田縫右衛門藤原直淵/模写」〔『陰符抄』第七冊(再三篇五之六)奥書」

「文政甲申六月 福田縫右衛門藤原直淵/臨写」〔『陰符抄』第八冊(再三篇七之八)奥書」

「右再三篇自一至十令「伝授」畢。猶重々口訣追而可「相伝」者也。/文政七年十二月 大橋貞幹「成美」館印/福田縫右衛門殿」〔『陰符抄』第九冊(再三篇九之十)奥書」

文政九年(一八二六)

*五月、貞幹不始末により減禄蟄居。

文政十二年(一八二八)

*貞幹蟄居を許される。

天保二年(一八三一)

「右自十一至廿五令伝授畢/猶重々口訣追而可相伝者也/天保二年五月 大橋貞幹「成美」館印/福田縫右衛門殿」〔『陰符抄』第十四冊(再三篇二十一之二十五)奥書」

「右雖「為」秘事大事「令」伝授者也/大橋新丞/天保二年五月 貞幹(花押)/福田縫右衛門殿 参」〔『極秘伝鈔聞書』奥書」

「福田縫右衛門直微写」〔『陰符抄』第十五冊(再三篇二十六)奥書」

「福田縫右衛門直微写」〔『陰符抄』第十六冊(再三篇二十七-三十)奥書」

天保三年(一八三二)

「右太平記理尽抄自初卷/至末巻口訣全令伝授者也/天保三年五月 大橋貞幹「成美」館印/福田縫右衛門殿」〔『陰符抄』第十八冊(再三篇卷卅六-四十止)奥書」

「右此一巻雖「為」秘奥「令」伝授「者也」/天保三年五月 大橋貞幹「成美」館印/福田縫右衛門殿」〔『恩地聞書』(『恩地聞書』の聞書)奥書」

天保十年(一八三九)

*十二月、新左衛門貞明(貞幹男)、九世播磨守(政和)に出仕。

天保十四年(一八四三)

*六月、不埒之趣により知行召放。貞明も遠慮。居屋敷家財は貞明に給う。

弘化元年(一八四四)

*七月、貞明免許。十二月、祖父の名跡知行を給う。

嘉永五年（一八五二）

*五月、貞幹病死。

文政六年九月から十二月まで、一月に一冊のペースで「初篇」の伝授が完了。続いて翌年二月から「再三篇」の書写が始まる。前項に見たように「再三篇」巻一から巻十には、再篇・再三篇の両方の内容が含まれているのであるから、伝授は一冊二巻ごとに再篇・再三篇を繰り返しながら進められていったことになる。しかし、「自」初卷一至三当卷三三度講読ノ後（『理尽鈔』巻十卷末注記）という時、金沢大本奥書のような進行を想定していたのだろうか。初篇のみは巻一から十までを通して通しているが、再篇・再三篇についてはそれぞれに巻一から十まで講読していく形をとってはいない。しかも、「再三篇」には再篇・再三篇が併記されているのであるから、福田縫右衛門の手元には両方の書冊があったものと思われる。さらに進んで、文政七年一月から二月までの間に、福田の書写に先立って、貞幹の講説が実際に行われたのかどうかも検討の余地がある。

〈初篇〉巻四に次の項目がある。

一高徳一句ノ詩ヲ奉シハ 秘符秘符也。軍ノ秘用也。

異朝ニ漢高祖、韓信・張耳ヲ趙ノ国へ大将トシテツカハス。アル時高祖、韓信ガ陣ニ行玉フ。伏テ居タリ。枕元ニアル符ヲ取替、婦玉フ。兩人起テ見ルニ、符ノ替リテ有。ヨツテ此陣へ高祖来リ玉フコトヲ知レリ。高祖符ヲカヘ玉フハ、軍ニ怠ヲサセマジキ為也。敵、如我ノ来テ符ヲ取タラバ如何セン、ト云心ヲ付タリ。

師云*三國志ヲ見ニ此時韓信大キニ修シコト多キ砌ナリ。

*印右傍に「漢書或ハ漢楚軍談ノ誤ナラン」という朱筆書き込みがある。こうした内容の訂正は他にも見られ、福田縫右衛門直徴の手になる書き込みであると思われる。左は「再三篇」巻廿五の項目で、見出しは『理尽鈔』版本24オの詞章に応じている。

一君再九五ノ位ニ一九五ハ九十五代ト云コト也。

「九五ハ九十五代ト云コト也」の右傍に朱破線が施され、その下に割り注で「直徴曰九五ハノ帝位ヲ云也」と記されている。後醍醐帝は九十五代の帝（太平記、神皇正統記など）であるが、福田がいうように、ここは「（易で、九を陽の数とし、五を君位に配するところから）天子の位。また、最高の位。九五の尊位」（『日本国語大辞典』）の意味。太平記にも、巻四「九五ノ帝位」、巻廿「九五之聖位」、巻廿「九五ノ天位」、巻廿五「九五ノ位」などの用例がある。「再三篇」巻三十にも「直徴

曰……」という墨書貼紙がある。福田はこのように「先生家ノ藏本」を慎重に書写しつつも、明らかな誤記については補訂の筆を加えている。問題は傍線部「師云」が誰をさすのかである。これが貞幹を指すとすれば、一通りの講説はなされたことになる。しかし、大橋家本にすでに「師云……」という記述があった可能性も否定できない。その場合「師」は貞幹とは別人である。

一義貞ハ播磨ヲ玉ヒテンゲリ 高氏ノ禍ヲ義貞へ中達ヲシタルナリ。孫子ガ智信仁勇敵ト云テ置タレドモ、義貞ハ勇ガ有テ智ガナキ也。

口伝太公望モ智ノ一字ヲ大事ニ仕タル也。由断ヲバスマジキナリ。師ノ異見ナリ。（口伝）以下朱筆

右は「再三篇」巻十二の項目であるが、この朱筆が福田の手になるものとするれば、「師」は貞幹であるが確定はできない。

このように講説の筆録の可能性をもつ部分がないわけではないが、「臨書」「摹臨」「嚮撮」（嚮撮には透き写しの意味もあるが、ここは臨書摹臨と同意であろう）「模写」「臨写」という言葉が使われているように、伝授の実態は、少なくともその中核は、師大橋貞幹所藏本の書写である。師の講説に対し、弟子が聞書ノ一トを作成するという構図ではないのである。文政七年十二月には「右再三篇自一至十令二伝授一畢」と、再三篇までの伝授が完了するのであるから、再篇・再三篇の伝授・書写は各冊ごとに同時進行したものと考えられる。「猶重々口訣追而可相伝一者也」とあるが、はたしてどの程度の口訣がなされたのであろうか。

ともあれ、こうして巻十までの伝授が完了し、巻十一以降に移るが、文政九年から十二年までの貞幹塾居期間、伝授は中断し、天保元年あたりから再開したものとと思われる。文政八年の動向は不明であるが、「再三篇」十五之巻までは一面十行書写、十六之巻以降は十一行書写と変化しており、十五巻までは書写を進めていたのではなからうか。

巻十一以降は巻廿五巻末に伝授奥書があるのみで、各冊ごとの奥書がなく、どのように進行したのか不明である。しかし、巻十三・十四・十五や他の一部の巻のあり方から、巻十までの「再三篇」と同様、福田の手元には初篇・再篇（外題の表示では再篇・再三篇）両方の書冊があり、対校しながら書写を進めていったものと思われる。

〈再三篇〉巻廿五尾題「理尽抄二十五之巻口伝聞書終」の直前に次の記事がある。

右此巻迄二返ノ講読也。当書ハ仮名書成レバ見ト其儘理明カ成者也。是、上一返ノ理也。喩バ秀郷ガ蜚ヲ射タル時、矢不立、鏃ニ唾ヲ塗射ラレバ矢通シ

如。矢ヲ射所迄ハ書ノ表ニ見ユレドモ唾ヲ塗事ハ習テ可知コト也。又唾ヲ塗迄ハ習テ知。其上ニ妙有。其妙ハ鍛錬シテ知コト也。心ヲ細カニ不シバ付大キ成惑ヒ可レ有。又書ノ儘用シハ、柱(注…琴柱)ニ膠シタル如也ト良将ノ申セシハ理也。是ヨリ末猶々工夫有事多キ也。

前節に述べたように、卷十一から廿五までは一部の巻を除いて、初篇・再篇の全貌が示されていると言ひ難い面があるが、この形をもって初篇を含むところの再篇(外題「再三篇」)を示しているとするのであろう。

卷廿五の一年後、天保三年五月には、卷廿六以降四十までの伝授を終え、引き続いての「恩地聞書」の伝授をもって全てが完了する。

以上、金沢大本「陰符抄」は、口伝聞書そのものに即しての記録であり、「理尽鈔」「三段ノ伝授」の実態を知る上でも貴重な資料である。しかし、金沢大本の伝授には変則的と思われる面も多く、これが「理尽鈔」伝授の一般的な姿ではないと思われる。この点については稿を改めたい。

三、「陰符抄」の生成

金沢大本「陰符抄」は、上述のように文政六年から天保三年にかけての書写によるもので、一部に書写者福田の補記や貼紙も見られるが、その他の部分ほどのような経緯で成り立ったものであろうか。

左に前引の大橋貞篤提出「先祖由緒帳」を主な資料として、大橋家の系譜を略記しておく。

①新左衛門(実名相知不申候)と注記あり。生国越後。上杉謙信、景虎に仕え、浪人。慶長十五年(一六一〇)本多政重に出仕。寛永十二年(一六三五)病死。

注…「陰符抄」初編一に「大橋全可師ノ父東膳ノ助」。「陣宝抄聞書」卷一にも「子ガ父大橋東膳介、謙信ノ從兵ニテマノアタリ河中島ノ合戦ヲ見タルコトトテ物語申ケルハ」とあり。

②新丞貞清(慶長十七年政重に出仕。慶安二年(一六四九)二世安房守政長に出仕。

*1この年以降、某年「孫子陣宝鈔」編著。*2慶安四年「太平記理尽図経」編著。

*3明暦二年(一六五六)前田貞里に「理尽鈔」伝授。明暦四年隠居、全可と名乗る。

*4寛文四年(一六六四)娘婿井村源太夫に「理尽図経」伝授。*5寛文九年「理尽鈔」に関する「覚」提出。寛文十二年(一六七二)病死。

注…*1金沢大附函蔵「孫子陣宝鈔」序文、*2・4石川県立博物館蔵「図経」跋・奥書、*3尊経閣文庫蔵大橋本「理尽鈔」奥書、*5金沢市立玉川図書館蔵「万覚書」の内

③新丞貞真(*元禄七年(一六九四)「孫子陣宝鈔」加証奥書。正徳二年(一七二二)病死)注…*金沢大学附属図書館本。なお、「由緒帳」は「貞真」につくるが、この奥書署名・印は「貞真」とする。

④新左衛門貞則(享保十八年(一七三三)病死)

⑤新丞貞久(宝暦九年(一七五九)病死)

⑥善左エ門貞忠(井村源太夫*1二男。宝暦九年末期婿養子。*2寛政三年(一七九一)「楠流軍学指南仕候 大橋善左衛門」文化五年(一八〇八)病死)

注…*1この「源太夫」は寛文四年に登場の源太夫の息子か。「由緒帳」には「宝暦九年七月、母方をば婿大橋新丞、末期婿養子相願」とある。*2玉川図書館蔵「文武師範人紙面写等」の内。

⑦新丞貞幹(嘉永五年(一八五二)病死)

⑧新左衛門貞明(安政四年(一八五七)病死)

⑨作太郎貞固(慶応元年(一八六五)病死)

⑩豊次郎貞篤(貞固の弟。末期養子)

大橋家の兵学形成において最も重要な人物は、いうまでもなく②貞清(全可)である。「陰符抄」においても全可の所説が基盤にあるものと推定できる。

(A)全可の筆録(という体裁をとる詞章)

〈初篇〉卷四

一胥ガ呉ヲ諫シ忠臣也―臣タル者ノ主ヲ諫ントスル、十ノ物ガ二ツナラデハ用ニ立ヌ物也。(中略)陽翁ノ曰、或所ノ野ニ、ヨク化シテ人ヲ迷ス狐アリ。

(中略)酒に酔て帰る途中、息子に化けた狐に騙された里人が、後日、迎えに出た本物の息子を狐と思い、刺し殺してしまった)是ヲ以テ見レバ化物ノ狐ハ一生ノ内、難ナク人ヲタラシテ栄也。太宰藍ガ如シ。本ノ子ハ打切ラレテ災

難ニアフ。是伍子胥ニタトヘル也。此故二人ハ主君ノ善ナルニ事レバ、名ヲ天下ニ顕シ、栄名ヲ子孫ニ残ス。悪主ニ事レバ、名ヲ顕ントスレバ災ヲ受、災ヲ不受トスレバ無名。可悲コト也。

〈再三篇〉卷廿五

一舎兄ノ頼トモ実モト宣シト也。故正成此事ヲ信服―頼朝・正成等、戦法ニ於テハ義経ヲ師トセリ。(後略)

政重公、陽翁師ト対論多ト云ドモ広成ル故ニ略之。…

〈再三篇〉卷卅四
一然ルヲ今度ノ戦ニ一度モ不残捨シトニヤ―(中略)益テ軍陣ノ雑具ハ物ノ

不レ入ヲ以第一ノ要トスル也。

大夢様(注：政重)関ヶ原ニテノ御采配ハ中折紙也。

〈再三篇〉卷卅五1062

一ヤヲ源太ソレハ法師ノ所為ゾ。弓矢取者ハ……

政重公曰、近時 家康公モ鷄合・インヂ打・相撲・碁・鷹野等常ノ御

遊也ト云。又三年ニ一度宛ノ御上落ノ御遺言有。

これらの情報は、陽翁や政重の側近くにあつて、その言行を目の当たりにした者に発する。もちろん、これらの見聞を全可が直接書き記したとは限らないのであるが、全可の筆録を思わせるスタイルをとっていることに留意したい。

(B)全可の所説の聞書、著述の引用

〈初篇〉卷十

一備ノ間ノ遠近ノコトハ在口伝ノ勢ノ多少ト地ノ形相ニ依ルコトゾ。……

可命師曰、備ノ間ノコト所々ニ出タリト云トモ足ト息トヲ以テストアリ。……(字下げ部分は朱書)

〈再三篇〉卷八

一城ノ落マジカリケルヲ初篇ノ通也。○(この○は朱書)

可命曰、「氣ヲ見ルト云コト世間ニアリ。陰陽師ナドノ云コトニテ、タシカナルコトハ無シ。シカシ、無ト云モ又悪シ。有ト立テ衆軍ヲイサメヨ。只可考見ハ味方ノ人氣ガ第一也。敵ノ氣ヨリモ味方ノ氣ガ大コトカルベシ。大形極意カトナリ。尤予(注：全可)ガ思量マデマテ(衍字か?)モナシ。先師(注：陽翁)ノ説所ノ軍利ニテ、味方ノ氣ヲ知レバ、敵氣ハ尚知り易キ者カ」ト也。

〈再三篇〉卷十四

○一其上子ニテ候多門次郎―正成云ブン真実ナルコトドモ也。

可全聞書ノ内

前ニ後ロメタキトアル(申)紺字傍記ニ付テ如是ナリ。(此)紺字傍記)結句ナリ。正成神ヲ正直ヲシルベシ。(紺筆傍線原文)

「可命」「可全」は全可に同じと理解しての上であるが、これらは(A)とは異なり、全可の講説の聞書、全可の著述からの引用であることを明示した叙述である。こうした記述がある以上、「陰符抄」の著作としての成立は、全可より後の世代になつてからである。その点を考える上で注意されるのが、〈初篇〉第一冊第一紙(第二紙から本文)裏にある、次の書き込みである。

先生貞則曰、先師毎座談席ノ訓ニ曰ノ当流ノ大旨、心法伝授ノ要也。言ヲ以テ非伝、書ヲ以テ非伝。夫兵抄ハ皆正成・正行・正儀ノ行ヲ顯シタル書也。然レバ直ニ行ヲ教ルノ道也。行ハ是心法也。自得ノ上加シ工夫、能可ニ思量。抄ヲ友ト思ヒ、文ヲ師ト尊信シテ勿ニ懈怠。専武ノ慮ナリ。尚可レ受ニ口受。

右の書き込みは一体誰の文章であろうか。貞幹が、貞則の談話を直接耳にした可能性は両者の没年から考えてまずありえない。貞忠も文化五年に何歳で死去したのか不明であるが、仮に八十歳として、貞則の没した享保十八年には五歳。となれば、貞則男貞久あたりが記主と考えられる。さらにこの記事の書かれている場所に注意したい。貞久が「陰符抄」をまとめたのなら、この内容は、次丁表から「夫当流ノ起元ハ則チ楠正成・正行・正儀三代ノ軍術タリ。此時代太平記ノ時世ニアタル也。仍テ楠家ニ取行軍術ハ勿論、他家ノ軍配モコトク抄ニアゲタルナリ。……」と始まる序説的記述の中に織り込んでしかるべきものではないか。こうした余白に書き込みがなされたということは、貞久の段階ではすでに本文は完成しており、現存の形態をとっていたことを物語る。

ちなみに「先師」の教訓とはほぼ同一の文言が〈再三篇〉卷一に存在する。

一当流ノ大旨ハ心法伝授也。言語ヲ以テ非伝、書文ヲ以テ伝ルニ非ズ。正成・正行・正儀ノ行ヲ伝ル也。書ヲ友トシ、其文理ヲ師ト思ヒ、亦ハ明鏡ト思

テ、吾ガ形ヲウツシテ悪行悪心ヲ直ニスベキコト也。

貞則が「先師」と呼びうるのは、陽翁、全可、貞真の三人であり、陽翁・全可はそれぞれ「陽翁(陽翁師)」「全可(全可師)」と記されている。「先師」は貞真であり、「陰符抄」も貞真の編集になる可能性が高い。

ただし、次の記述をどのようみるか。〈初篇〉卷三ニ

……甲州信玄ハ戰場ヘ長持ニ金銀ヲ入テ持セシト也。此事大橋全可師ノ父東膳ノ助能見聞シテ申伝也。

という一節がある。「陰符抄」が貞真の編集になるとした場合、祖父を波線部のように記すのはいささか疑問が残る。しかし、大橋家の兵学は全可に始まる、という意識からすればこうした記述はあり得ないことではない。

おわりに

以上、金沢大本『陰符抄』の素描に終始した。その多くは大橋家本もしくは本多家本が出現すれば明瞭になることであるが、現時点で『陰符抄』を利用する上で留意すべき点を明らかにすることにつとめた。

本書は『理尽鈔』のいわゆる「三段ノ伝授」を裏付ける資料であり、卷一から十は初篇・再篇・再三篇に、卷十一から廿五は初篇・再篇に、卷廿六から四十は初篇にそれぞれ分かれたる。ただし、金沢大本は卷一から十の再篇・再三篇を併せて書写し、外題を再三篇一（一十）とする。さらに、卷十一から廿五の初篇・再篇も一括し（丁寧）に併記した巻と略記したと思われる巻がある。外題を再三篇十一（一廿五）とする。卷廿六以降は一返の講読のみであり、その意味からすれば「初篇」と呼ぶべきであるが、外題は再三篇廿六（一四十）とある。初篇・再篇・再三篇の本文を仕分けることは現状では困難であり、外題によって、『陰符抄』初篇卷一（一十）、『陰符抄』再三篇卷一（一四十）と呼ぶのが実際的である。

また、本書の「伝授」は『陰符抄』の書写が中核をなしており、『理尽鈔』本来の伝授のあり方はまた別に考える必要がある。本書の成立時期・編者についても、引用資料等の手がかりから、さらに検討を要する。

注

金沢大学附属図書館蔵『太平記評判秘伝理尽鈔』（4門21類83号。四高田蔵書。版本。卷九・四十は版本写し）には、行間や上欄に、あるいは貼紙に、墨・朱筆による書き込みが多数あり。また、紺または茶色の縦一、二本の付箋も少なくない。その書き込みの内容は『理尽鈔』の口伝聞書であり、現在知られている『理尽鈔』諸本の内、部分的にはあるが、『陰符抄』と一致する度合いが最も高く、『陰符抄』には無い項目をも含む。その中には次のような事例がある。『理尽鈔』版本卷一8オ「二十ニシテ一ツ」の箇所。金沢大本は「二十」左に「百」、「一」左に「五」と傍書した上で、

二十五ニシテ一ツ。六十六ヶ国ヲ割テ二十五ニシテ三ヶ国、加越能ノ。百二十万石ノ割、廿五ニシテ五万石ノ、大臣ノ賞ノ。

と記す。加賀藩は、寛永十六年（一六三九）に富山藩十萬石、大聖寺藩七萬石を分立するが、それ以前は合わせて約百二十萬石の大藩であった。本多氏は加賀藩臣中の最大右族であり、五萬石を領した（『加能郷土辞彙』他）。右の注解は加賀藩における本多氏の位置を引き合いに出してのもの。加賀藩関係者以外には、一読了解することは困難であろう。しかし、加賀藩内、とりわけ本多氏内部の場における注解とみれば、何の説明も付さないこの表現のあり方にも合点がゆく。こうして本書を福田縫右衛門と結びつけることが可能であれば、伝授の実態の想定を変える必要がある。ただし、各冊末に「校合畢」「二度校合畢」などあり、口伝注記のなされた伝本を忠実に写したものと思われ、講説を聞くにしたがって書き込みをしていった生々しい資料とは必ずしもいえない。

付記 図書閲覧に御高配いただいた 金沢大学附属図書館に御礼申し上げます。

（平成十三年九月十一日受理）